

アダム・スミスにおける貧困対策問題

野 原 慎 司

I はじめに

アダム・スミスは、18世紀のイングランドにおいて貧困救済の主翼を担っていた救貧法について、その是非や改革をめぐる当時論争になっていたにも関わらず、貧困対策をどうすべきかについて沈黙を貫いている。後述のように、救貧法に基づく貧民への給付の前提として導入されている、貧民への居住地への登録を要請する定住法について、移動の自由を奪うものとして『国富論』において徹底的に批判していることを考えると、救貧法へのスミスの沈黙は不可解でさえある。

これは、部分的には、貧困の解消のためには、市場メカニズムによる労働力需給の調整による労働者への雇用の提供をスミスが想定していたことに基づくが、救貧対策としての市場メカニズムについては研究上の議論となっている。社会史的立場からE・P・トムソンは、貧民への分配を軽視し市場メカニズムを重視し、短期の貧民の困窮に対して、長期の市場調整という対処策しか示さなかった絵空事の理論として、スミスを批判する。¹⁾ トムソンの基本的な立場は、食糧暴動は、為政者がパンの価格の設定、貧民への優先的なパンの配分、困窮時の配分に携わる「父権主義的」伝統を前提とした上での、困窮への本能的反応というよりも政治的かけひきの反応であるとした。こうして、市場メカニズムとは異なる独自の財再分配のメカニズムであるモラル・エコノミーの存在を主張する。²⁾ これに対して、ホントとイグナティエフは、スミスが市場という解法を、モラル・エコノミーと経済学の対立という図式で理解するの

は正しくなく、実際にはスミスをはじめ経済学者も貧困解消を重視しており、かつモラル・エコノミーの側も経済学的に議論することができたのであり、貧困解消をめぐる市場メカニズムか統制かをめぐる論争は、「大衆とスミスとを分かったのと同じくらい、哲学者や経済学者をその内部で深く分断した」ということであった。したがって知識人と民衆の対決というトムソンの図式を批判した。³⁾ ただし、別の研究ではスミスは、労働する貧民が人々の大部分を占めていた当時の現実を念頭に置きながら、貧民の境遇改善を目的としており、経済学は彼にとってその手段にすぎず、経済学は境遇改善というモラル・エコノミーの一部をなすにすぎないとして、経済学とモラル・エコノミーの対比が批判されている。⁴⁾ なお、この点に関連して、当時貧民救済上の最重要問題であった穀物論（あるいは穀物論争）について、スミスがどのような立場をとったかについての議論もされてきたが、⁵⁾ 本稿は穀物論争については取り扱わない。

近年のスミス研究においては、スミスにおける市場メカニズムによる貧民への雇用の提供は、配分的正義をスミスが無視したのではなく、むしろ分配的正義に相当する（あるいは取って代わるもの）であることを意味するとの主張もなされている。⁶⁾ 配分的正義とは、所有権や契約の保護など、他者からの不当な侵害の防止を柱とする交換的正義に対して、ふさわしい人にふさわしいものを分配する正義であり、貧民への救済的分配を含意する。

ただ、この解釈にも難点がある。スミスにおいて市場メカニズムは貧者への実質的分配を伴

うものであった。富者の「奢侈ときまぐれ」から、貧者は「生活必需品のその分け前を引き出す」のであり、富者は、「見えない手に導かれて、大地がそのすべての住民のあいだで平等な部分に分割されていたばあいに、なされていたのとはほぼ同一の、生活必需品の分配をおこなうのである。⁷⁾ すなわち、富者による消費は、貧民への雇用の提供につながっているということである。ただし、スミス自身は、交換的正義を強制的な履行を人々に要求できる「完全権」と規定する一方で、配分的正義はそのように強制することはできず人々の自由に任されるものであり、「諸法の管轄下にないために良俗の体系 a system of moralls に属する」と述べ、⁸⁾ 配分的正義の領域は、『国富論』をも含むスミスの自然法学体系に含まれるのではなく、『道徳感情論』の世界の問題だと述べているのである。⁹⁾ (前述の研究に見られるような)市場メカニズムが配分的正義を代替する『国富論』の世界がすべてではなく、所有権の保護とそれに基づく経済活動という世界の外側にある道徳の領域において貧民救済は取り扱われるべきだとしているのである。実際、スミスは、狭義の正義の領域には属さないモラル・エコノミーの慣習的権利を認めているとも受け取れる表現をしている。「乞食はわれわれの慈善の対象であってそれを要求する権利をもっていると言っていいかもしれない。しかし、われわれが権利という言葉を用いるとき、それは本来の意味においてではなく、比喩的な意味においてなのである」。¹⁰⁾ これは、たしかに、モラル・エコノミーの法的正当性を否定した文章とも受け取れる(実際、トムソンはそうように受け取る)。しかし、この文章のあとに、先に引用した「諸法の管轄下にないために良俗の体系 a system of moralls に属する」という文章が続くことを合わせて考えると、厳密な法と正義の領域において救済的分配は「権利」とは見なせないにしても、道徳の領域においては慣習的「適宜性」をもつものであることをスミスは認めていると解釈した方が妥当であろう。

スミスにおける貧民救済の問題は、したがって、市場メカニズムの問題に限らず、『道徳感情論』における慣習的救済対策の問題をも含めて考察せねばならない。その際、スミスは明示的に救済プランを体系的に示した訳ではないことに注意が必要である。¹¹⁾ スミスも時代の子である。スミスに思想は、いかに広範な現象を包含しているとはいえ、スミスが注目する現象に注意が限定されているのである。スミスの救済問題を考える際には、明示的には書かれませんが、同時代においては前提とされていた当時の現実を踏まえた上で、スミスが市場メカニズムとそれによる貧民の雇用を考えていたと推測することが適切である。そのことは、市場メカニズムの書かれざる諸前提を明らかにすることにもつながることであろう。

なおかつ、スミスにおける貧民救済問題は、市場メカニズム重視か福祉国家路線かという二項対立にとらわれると見えなくなってしまう。古くはウェッブ夫妻は福祉政策・社会政策という観点から救済法を振り返り、救済法の不備を指摘した。¹²⁾ 福祉国家を頂点とする救済政策の発展史というウェッブ夫妻の福祉史観にたいして、さまざまな批判が加えられる一方、50～70年代の福祉国家の展開というイギリスの現実の反映から、救済法の研究は進展した。ただし、ここ20年では、「下からの歴史」への関心の高まりのもと、「窮乏した人々」への関心から救済法研究が発展した。¹³⁾ 福祉国家や自由主義かという二項対立には還元できない18世紀の救済体制を踏まえた上で、スミスの著述を解釈する必要がある。¹⁴⁾

以下、本稿では、18世紀イギリスにおける救済体制を概説した上で(第2節)、『道徳感情論』における慈善による救済問題(第3節)、『国富論』における市場メカニズムと救済の関係(第4節)を論じたい。

II 18世紀の救済体制

そもそも、18世紀イングランドにおいて、

救貧法は各地域(教区)に貧民救済のための負担と貧民の救済を義務付けるものであったが、国家が貧民救済という再分配の担い手ではなかった。あくまで地域が主体となった貧民救済の仕組みであった。¹⁵⁾

救貧法研究において、1980年代以降、自由主義か福祉国家かという対比で18世紀の福祉を検討する視点を超えて、国家・地方行政の福祉に加えて、慈善団体、親族・家族など福祉の実施主体の多様性を指摘し、特に自発的慈善活動の役割を重視する「福祉複合体 mixed economy of welfare」という観点から18世紀イギリスの福祉体制を見る研究が進展した。また、救貧法のみならず、家族・血族のネットワーク、共有地の利用、慈善団体、地域扶助など多様な手段を駆使しつつ生き残りを図る貧民の経済を「メイクシフト経済」(生存維持の経済)として捉えられるようになってきている。¹⁶⁾ ただし、地域差があり、イングランドの南部と東部の農村地帯では、家族が生産の基礎的単位である経済の崩壊、共有地による収入源の喪失などにより、救貧法が貧困救済と社会的安定の主体であった。これに対して、イングランド北部および西部では、救貧法の受給額が低く、貨幣の他に食料などの現物支給があったことを考慮しても、救貧法による給付のみでは生活できなかった。私的慈善が救貧に重要な役割を果たした。¹⁷⁾ 荒蕪地や共有地がまだ大規模に残っていたので、それらの土地の利用によって収入を確保できた。¹⁸⁾ 労働もまた重要な役割を果たした。教区委員は、墓地の清掃や悪天候での道路の維持などの教区の仕事を貧民に与えたりもした。¹⁹⁾ 親戚付き合いにより、直接物質的援助が貧民に与えられることにより、救貧法の救済対象となることから逃れるか、あるいは共同体からの扶助の足しにする場合も多かった。²⁰⁾

救貧法は十全な救貧対策ではなかったかもしれないとは言え、18世紀には救貧法による年間の支出額は大幅に増加し、40万ポンド(1696年)、689971ポンド(1748-50年の平均)、1529780ポンド(1776年)、2004238ポンド(1783-5年の平

均)、4267965ポンド(1802-3)と激増し、人口に占める救貧法受給者の割合も18世紀の経過の中で3倍強になったと推計されている。²¹⁾ この時期を通じた私的慈善の総額は不明であるが、1790年代から1803年にかけては、年間約600万ポンドであったと推計されている。²²⁾ 1690年代から1720年代にかけての経済危機および18世紀前半の人口動態の変化による相対的な高齢者の割合の増加により、救貧法の受給者が増加した。近年、高齢のようなライフサイクルに伴う貧困がこの時代多かったことが知られるようになってきたが、そのような研究と上述の推計は符号する。18世紀後半には状況が変化し、人口も価格も上昇し、高齢者の割合は減少した。しかしながら、子供の比率の上昇と、労働可能な人によって支えられなければならない人の割合の上昇に伴い、労働可能な人への通常のあるいは臨時的救貧法による支払いが増加した。一人当たりの救貧の給付は、17世紀には都市の方が農村より高かったが、18世紀中葉における救貧法議論を通じた農村の貧困の「発見」や囲い込みにより、18世紀後半には、農村の方が都市よりも給付額が高くなった。²³⁾

救貧法の1722年の改正により、各教区はワークハウスを建てること、およびそこに入るのを拒否した人に救貧の給付を拒否できることが規定された。各教区は、ワークハウスの運営を請負業者に委託することで、役割を回避しようとした。18世紀において、自然法理論の影響を受け、あらゆる労働能力のある個人は働くべきであり、それを拒否した者は罰せられるべきだという考えが広まっていたことが、この背景にあると言われる。これにたいして、労働者の境遇改善の熱意を持つ福音主義者は、無知や怠惰から脱却し、勤労と節儉の信仰にかなった生活を労働者に普及させるという運動を行った。とくに、ジョナス・ハンウェイ Jonas Hanway (1712-1786) は、ロシアやカスピ海での貿易で利益を築いたあと、商人として引退し、ロンドンの最も見捨てられた貧困層の救済に、その福音主義から力を注ぐことになる。こ

これらの人々の現状を記した彼の本は上流階級の人々に衝撃を与え、金銭的援助を慈善にもたらしした。ハンウェイは、ワークハウスに幼児を收容することに反対し、それは、物乞いの子供の記録を正確に取ることを命じる1761年の法律につながった。さらに、ロンドンのワークハウスで物乞いの子供が高い死亡率であることがわかると、1767年には、首都の教区に、6歳までの物乞いの子供の扶養とその後徒弟に送り出すことを規定する法律が制定された。1765年には、教区による救貧運営の不備を問題視していたトマス・ギルバート Thomas Gilbert により、複数の教区を、それまでの無給の教区委員ではなく常勤の事務官を置いて運営の改善をはかる法律が提案された（貴族院で否決）。加えて、失業問題の対策には労働力の移動の容易化が重要であること、浮浪者が出る原因は浮浪者が法的に登録している場所での雇用の不足にあること（したがって定住法に不備があること）が指摘され、改善する法案が提出された（ただ、実際には限定的にしか実現せず）。²⁴⁾

スコットランドにおいては、救貧法の運営は教会が主体となっていた。これは、地方自治体の実行力ある組織体が他になかったことと、救貧法による租税負担を免れようとする地主や地域有力者の利害が一致したためである。したがって、スコットランドにおいては、救貧は自発的贈与が主体であった。²⁵⁾ 南部では救貧法の実施が進んでいたものの、ハイランドではあまり進まないなど、全体として救貧法による貧民救済は滞りがちであり、1690年代の飢饉のときには、人口の5-15%が、飢餓と飢餓に伴う疫病のために死亡したと言われている。²⁶⁾ ハイランドでは、部族による救済もあったのであろうが、必要な食料が利用できる資源の量を明らかに超えていた。²⁷⁾

18世紀に入ると、スコットランドでは、合邦に伴い、封建的な貴族中心の統治は徐々に弱まり、治安判事が徐々に力を得るようになってきた。これにより、救貧法の実施もまた推進された。治安判事が、各教区に貧民の調査と名簿

を作り、対象者を救済するよう命じる州政府の枠組みも形成された。1720年代から30年代にかけては、長老派教会が救貧法の実施による貧困救済を求める議決をし、活動は高まりを見せた。²⁸⁾ ただ、大規模なワークハウスは実現されなかったし、治安判事はイングランドほど力を持たなかったのも、救貧法強制の力をイングランドほどには持たなかった。救貧対象者の調査の拒否も多かった。これは、スコットランドにおいて、治安判事は、地主階級のうちの政治的に受け入れ可能な人物が選定されているにすぎず、他の多数の地主からの抵抗があると太刀打ちできなかったからである。²⁹⁾ 18世紀スコットランドにおける救貧法の主要財源は自発的な寄付によるものである。長老派教会が、教会の戸口や家々を回りつつ収集するのである。³⁰⁾

スコットランドにおいて、救貧法受給者は、女性が男性の倍である。親が活着している場合は、子供の名前は救貧法名簿にはないが、親の名前の隣に記述された。孤児は、支えてくれる家族のもとへ手渡されるか、年金をもらっている女性のもとへ手渡された。18世紀中葉の平均寿命は、37歳強であった。乳幼児死亡率が高いことによりこの数字が引き下げられていることを加味しても、孤児が多い時代であった。捨て子も孤児も、保護が与えられ、食料や学校の授業料の支払いのためのお金を支給された。障がい者についても、伝染病などにより障がいを負う危険性の高い時代であった。過度の飲酒もその原因となった。障がい者は、低給とはいえ仕事に就くことができたため、それ自体では完全な扶助の資格とはならなかった。少額の年金を受け取るにすぎず、働くか物乞いを行うかが求められた。

III スミスにおける救貧の位置付け

第1節におけるスミス『法学講義』からの引用で示されたように、スミスにおいて、救貧の理論的根拠となる配分的正義を、スミスは厳密な意味での法的権利—義務関係の対象から除外

し、それを道徳の領域に移した。³¹⁾『道徳感情論』においても述べられているように、「他人にぞくするものにはたいしては手をひかえ、われわれがおこなうように強制されるのが適切であるすべてのものごとを、自発的におこなう」交換的正義にたいして、配分的(分配的)正義とは、「適切な慈恵、われわれ自身のものの適切な使用および、それをわれわれの境遇においてはそう適用するのがもっともふさわしい慈善的なあるいは寛容な諸目的に適用する」ものであり、「この意味においては、正義はすべての社会的徳を包含する」のである。³²⁾ 配分的正義の領域は、かくして狭義の正義の領域ではなく、徳の領域に属することになる。

配分的正義の問題を『道徳感情論』の世界で取り扱うことにしたことは、スミスが、『法学講義』に見られるスミスの自然法学体系において救貧法を論考の対象として取り扱わないという結果を伴った。さらに、そのことは、所有権と人身の保護と法の支配を前提としつつ、経済的な契約・取引の諸関係を取り扱う『国富論』の世界においても、定住法という移動の自由を縛る救貧法の関連法について経済学的に議論しながらも、救貧法それ自体の是非という道徳上の次元が含まれる問題については議論しないという結果を伴った。後述のように、確かに、『国富論』においては、市場メカニズムが配分的正義に代わって、雇用を提供する役割を果たしている。しかし、そのことは、配分的正義そのものが不必要であることを意味しない。政府による強制からは外れるが、『道徳感情論』における、自発的な道徳的営為を取り扱う箇所において、慈善という形で配分的正義の問題は取り扱われているのである。したがって、本節では、『道徳感情論』において、スミスが救貧をどのように取り扱ったのかを考察したい。

まず、前提として、貧民を救おうとする人間の慈善精神について、スミスはそれが利己心が隠された偽善のみに還元できないと考えていたということを把握することが重要である。『道徳感情論』冒頭において、スミスは、

人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、あきらかにかれの本性のなかには、いくつかの原理があって、それらは、かれに他の人びとの運不運に関心をもたせ、かれらの幸福を、それを見るときという快樂のほかにはなにも、かれはそれからひきださないのに、かれにとって必要なものとするのである。この種類に属するのは、ヒテイー 哀れみまたはコンパッション 同情であって、それはわれわれが他の人びとの悲惨を見たり、たいへんいきいきと心にえがかせられたりするとき、それにたいして感じる情動である。³³⁾

と論じる。スミスにおいて、同感 sympathy とは、哀れみのみならず、想像上の立場の交換を通じた他者との感情の共有一般を指す語であるが、哀れみのような道徳的感情も説明するものである。他者の困苦を見て、心のなかで想像してわれわれはその人の境遇になってみて、自分も同じ状態だったらさぞ辛かったことであろうと想像し、困苦している他者に同感する。同様にして、自分が困苦に陥っているとき、他者から共感が得られることは、困苦への癒しとなる。³⁴⁾ このことは、困窮に陥っている人にたいして、人がその人の立場に立って考える根拠を与える。したがって、スミスにおいて、救貧の原動力となる人間本性の慈善心は偽りのものと捉えられていない。

ただし、人間の悲嘆への同感、歓喜への同感と事情が異なる。他人の歓喜に同感することは快樂を伴うので、他人の歓喜には、それがささいなものであっても、人は容易に同感する。しかし、悲嘆はそれ自体は苦痛であるので、「われわれ自身の不幸であるばあいでも、当然に悲嘆に抵抗ししりごみする。われわれは、それをまったく心にいだかないように努力するか、あるいは心にいだくやいなやふるい落とそうと努力するだろう」し、他人の悲嘆についても、なるべく同感しないでおこうという動機が働くので、ささいなことでは同感しない。³⁵⁾ それは、歓喜よりも悲哀による苦痛の方が感じ方が鋭く、「同感ということばは、そのもっとも固有で始原的な意味においては、他の人びとの受難にたいするわれわれの同胞感情をあらわ

すもので」あるにもかかわらず、なのであった。³⁶⁾

スミスは最晩年に出版された『道徳感情論』第6版において、その同感の不均等の悪影響について考究を深める。人は、富裕な人と想像上の立場の交換をすれば快樂が得られ、貧困に陥っている人と想像上の立場の交換をすることは、それ自体は苦痛である。こうして、富裕な人に容易に共感し、貧困に陥っている人にあまり共感せず軽蔑するという「道徳感情の腐敗」が生じるのである。スミスが述べるには、「富と地位とは、しばしば英知と徳だけにふさわしい尊敬と感嘆とをもって見つめられ、悪徳と愚行だけが固有の対象であるあの軽蔑が、しばしばきわめて不当に貧困と弱さにあたえられる、ということは、あらゆる時代の道徳学者たちの、不満であった」。³⁷⁾ それにたいして、スミスが述べるには、「すべての中流および下流の専門職においては、真実で堅固な専門職の諸能力が、慎慮、正義、不動、節制の行動と結合すれば、成功しそこなうことは、めったにありえない」が、上流階級は、地位ある人へのおもねりが出世への道であり、徳よりも優先されがちである。³⁸⁾

この慈愛心の不均等さは、救貧の不均等さにつながる。前節で述べたように、この時代の貧困はライフサイクルに伴うものが多かった。だが、自然は、親の子にたいする愛着を、子の親にたいする愛着よりもはるかに強いものとした。子供の扶養に必要なからである。道徳家が子供が両親への親切と返礼を強調するのも、この不均等さの所以である。同様に、「未亡人たちの、見せびらかしの悲哀は、不誠実なものではないかと疑われてきた」。³⁹⁾ すなわち、高齢の両親や寡婦を子供・親族が扶養することは、親の子供にたいする愛着ほどには、自然な情愛の念が培われないことや、その結果としての高齢の両親や寡婦の扶養が怠りがちになることがありうることをスミスは暗示している。

しかしながら、このような愛着の不均等さが近親にたいして存在するとはいえ、近親への自

然的愛着が存在する親族関係とは貧者にたいする感情は大いに異なりうる。スミスは、

たんなる財産の欠如、たんなる貧困は、ほとんど同情をかきたてない。それについての嘆きは、同胞感情の対象となるより、むしろ軽蔑の対象となる傾向が、あまりに大きい。われわれは乞食を軽蔑する。そして、かれの強いせがみは、われわれから施し物をしぼりとるであろうが、かれがかりにもなにか真剣な哀れみの対象であることは、めったにない。富裕から貧困への転落は、それが受難者にたいして、もっとも真実の困苦をひきおこすのがふつうであるように、それが観察者のなかにもっとも真剣な哀れみをひきおこしそこなうことは、めったにない。社会の現状においては、この悲運は、[中略]たいへん哀れまれるので、貧困の最低の状態におちいるのを、かりにも放置されることはめったになく、かれの友人たちの資力によって、しばしば、かれの浅慮について不平をいう理由が十分にある債権者たち自身の寛大さによって、ほとんどつねに、ささやかではあるが品位ある、ある程度の中庸の状態に維持される。⁴⁰⁾

と述べる。この引用は、スミスが当時の人びとの実態を描写したものであり、スミス自身考えるあるべき人間像を示したものではないことに注意する必要がある。すなわち富裕階級は、仮に貧困に転落したとしても、親族・友人・取引先のネットワークにより、当時の現状では通常救済されているとしているのである。それと異なり、元来の貧者や物乞いは、積極的な同情と慈善の対象にはなっていないというのが、スミスの同時代認識である。これは、当時身分社会であり、身分というものが人間のアイデンティティーのうえできわめて重要な社会であったことを考慮する必要がある。身分の転落は当時の社会において重大なことであり、したがって積極的な慈善の対象ともなった。これにたいして、もともとの貧困層は、当時の身分社会にあっては、慈善の対象どころか軽蔑の対象にさえなっていたのである。これらをまとめると、スミスの認識では、慈善による救貧は、対象ごとに不均等さがあったということである。両親

や寡婦も場合によっては子供や親族によって面倒を見てもらえないことがあった。ただし、血縁者については、たとえ自然な慈善の念が生じないにしても、世間が求める通常の適切な慈善の程度というものがあつた。スミスの考えでは、他者に共感されたり、あるいは他者に共感したりという経験を積み重ねて、人間は行為の適宜性についての感覚を培う。⁴¹⁾ 慈善についても、通常望ましいとされる慈善の程度があり、それは困窮した血縁者の扶養を求めており、それが血縁者への慈善の念の自然的欠如を補う。これは、救貧にとって、血縁者のネットワークが当時重要だったことを裏付けている。ただし、貧者や物乞いに至っては、同情さえ寄せられないことが通常であつた。

ただ、スミスはそのような社会を望ましいとは考えていない。「人間社会の全成員は、相互の援助を必要としているし、同様に相互の侵害にさらされている。その必要な援助が、愛情から、感謝から、友情と尊敬から、相互に提供されるばあいは、その社会は繁榮し、そして幸福である」と述べるのである。⁴²⁾ 「全成員」ということは、通常はその困窮について同情の対象とはなっていない貧困層も、本来は慈善の対象として取り扱われることがスミスは望ましいとしていることを暗示している。

ただ、そのような慈善は理想としては存在するにせよ、社会存立の必須の条件ではない。「しかし、必要な援助が、そのように寛容で利害関心のない諸動機から提供されないにしても、また、その社会のさまざまな成員のあいだに、相互の愛情と愛着がないにしても、その社会は、幸福さと快適さは劣るけれども、必然的に解体することはないだろう。〔中略〕それは世話を、ある一致した評価にもとづいて損得勘定で交換することによって、いぜんとして維持されうるのである」。⁴³⁾ すなわち、欲得づくではない慈善による相互の必要の充足（互酬性）ではなく、商品交換に見られるような市場メカニズムによる相互の必要物の充足によっても、社会は存続可能である。スミスは、「社会は慈

恵なしにも、もっとも気持ちがいい状態においてではないとはいえ、存立しうるが、不正義の横行は、まったくそれを破壊するにちがいない」として、⁴⁴⁾ 慈善は任意的なものであり、正義は強制されるべきものであるという区別を設ける。

このことは、一見するとスミスが慈善が不必要なものであると述べたかのような印象を与える。ただし、前段落の引用箇所は、スミスが社会存立にとって何が不可欠か、したがって何が強制されてもよく何が強制されてはいけなさを考究する場面で登場したということに注意する必要がある。正義の維持は社会の維持にとって最低限必要であり、強制されてもよいのである。慈善は強制してはいけなものであり、あくまで個人の自発性にゆだねられるべきである。慈善というものは、本来は個人の任意性の領域に属するが、前節述べたように、この時代のスコットランドにおける慈善は具体的には教会が担っていたということに注意する必要がある。日曜礼拝の際に教会が集める寄付金は、たしかに形式的には任意のものであろうが、実質的には強制に近いものがある。本来は任意性に属すべき慈善の領域が、実質的には強制に近いことにたいして、スミスはここで反発しているのだ、と解釈することも可能である。ただし、完全な任意性にもとづく慈善による社会はスミスにとって望ましいものである。したがって、スミスは慈善を否定しているわけではない。⁴⁵⁾

実際、イングランドでは、1690年代には会費制慈善が広まっていた。18世紀初頭には、慈善学校が広まったし、1720年代からは篤志家による慈善施設が普及した。これらは会費制度であった。会費制とそれ以前の違いは、後者どちが、前者は、地域政府と正式なつながりがなかったことである。イングランドは福祉において進んでいるという認識がこれにより広まった。エディンバラやグラスゴーでさえ、ワークハウスが私的慈善により運営されるなど、スコットランドは私的慈善が救貧を支えていた。⁴⁶⁾ これらの自主性に基づく慈善の実施の

実態が、スミスに強制ではない慈善の可能性について言及する前提となっているのである。

ただ、任意的慈善がいくら望ましいし、ある程度普及しているとはいえ、社会全体に十分なほどに実際に普及しているわけではない。このことは、前述したように、困窮者への同情の念の不均等さによく示されている。慈善の念が十全にはないならば、教会が実質的に慈善を強制するのは、やむを得ないとの考えもあり得るであろう。困窮者の救済という当時の社会的必要を考えると、ある程度の慈善は必要不可欠だからである。これに対して、スミスは、

すべての文明国民の法律は、両親にその子どもたちを扶養する責務を、子どもたちにその両親を扶養する責務を負わせ、慈恵にかんする他の多くの義務を、人びとに課している。為政者は、不正を抑圧して公安を維持するだけの権力ではなく、善良な規律を樹立し、あらゆる種類の悪徳と不適宜性をくじくことによって、^{コモンウェルス}公共社会の繁栄を促進する権力をも信託されている。⁴⁷⁾

と述べている。この箇所は、救済法による相互の慈善の命令をスミスが容認していたことを示している。救済は厳密には任意性の領域に属する。しかし、社会にとって必要な慈善が、任意性にもとづいては必ずしも確保されない現状では、法令による強制はやむを得ない。このことは、一見すると、慈善の強制を否定した先の引用と矛盾する。これを読み解くには、当時の社会の背景に思いを致す必要がある。

ここで重要なのは、当時のスコットランド社会において、長老派教会が、行動の規律の規制の面で重要な役割を担っていたという現実である。しかし、ここでスミスは、教会ではなく、為政者が、相互の慈恵を命じることができているのである。ただし、「これはおそらく、立法者のすべての義務のなかで、適宜性と判断力をもって実行するために、最大の細心と抑制を必要とする」のであり、それを無視することは自由を破壊すると述べる。⁴⁸⁾ 慈善は内面の良心にかかわる問題であり、内面の良心は自由の

根幹にかかわる問題である。教会関係者が慈善を強制することは内面の自由の破壊となりかねない。社会的に必要な慈善は、公益性という観点から為政者がなした方が、内面の自由の確保という観点からするとよりましであろうが、それでも内面の自由の破壊とならないように細心の注意が必要である。このようにスミスは判断していたと解釈することも可能である。

人びとが慈善的である社会では、自発的な慈善でもって相互の不足を満たすこともできよう。しかし、同情が不均等にしか働かない社会では、正義と並んで、社会維持に必要な慈善は法令により強制されざるを得ない。しかし、同時に、教会勢力による内面の良心の侵害とならないよう、あくまで為政者が法令としてそれを命じることがスミスは求める。慈善は本来、法的強制にふさわしくない。しかし、貧困を救うには教会か法かどちらの二者択一を迫られる場合に、スミスは法を選択する。

では、具体的には、誰を慈善の対象としてスミスは把握していたのか。ヘンリー・フィールディングは、貧民という言葉で、労働しないと自活できず、自分の財産のない人たちのことを指す、と述べる。それは三つに区分される。1、働くことのできない貧民、2、働くこともその意欲もある貧民、3、働くことはできるが、その意欲のない貧民、である。1には障がい者や病人が含まれるが、数は少ないとフィールディングは述べる。数が少ないので、これらのひとびとに食を与えることは、公共にとってきわめて容易である、と主張する。第二の区分の人たちは、いわゆる非自発的失業者や労働しているが困窮しているひとたちのことである。勤労意欲のある貧民にたいしてあまねく雇用を見つけることは、大いに困難である、と述べる。第三の区分のひとたちはもっとも多いのであるが、ワークハウスに強制的に収容すべきであると述べる。⁴⁹⁾

この三つを明示的に区別したうえでスミスは議論した訳ではないが、この区分に即して貧民の取り扱いの分類を推測することは可能であ

る。そのうち、1については、文字通り、労働ができない存在であるから、労働による貧困からの脱却が可能な存在ではない。困窮する高齢者の扶助にたびたびスミスが言及していることから、スミスが彼らを慈善と救貧法による救済対象とみなしていたことの推定が可能である。当時の1への救貧網の存在をスミスが暗黙のうちに前提としていたと考えることも可能である。

3について、スミスは、労働能力はあるが勤労意欲がない状態を想定しているには思われられない。なぜなら、勤労は高賃金によって促進されるからである。そして、高賃金は経済成長によってもたらされる。逆に、賃金が低いところでは、労働者は勤労にあまりならない。そして低賃金は経済の停滞によりもたらされる。実際、「賃金が高い所では、賃金が低い所よりも、たとえばイングランドではスコットランドよりも、大きな町の近隣では遠隔の農村地方よりも、職人が活動的で、勤労で、てきぱきしているのをわれわれはつねに見るだろう」。⁵⁰⁾ すなわち、人々が勤労かどうかは、人々が勤労意欲があるかどうかという道徳的問題ではなく、社会状態に依拠するということである。こうして、フィールディングら同時代人にありがちであった、働けるのに勤労意欲がないとされる貧民への不平を退けたのであった。

物乞いの場合でさえ、スミスは道徳的観点から検討しない。スミスが述べるには、

善意の人びとの慈善が乞食に生活資料のすべてを提供するのはたしかである。〔中略〕彼がそのときどきに必要とするものの大部分は、他の人びとのそれと同様に、話し合いや、交換や、購買によって、満たされるのである。ある人が与える貨幣で彼は食物を買う。別の人がくれる古着を、それより自分に合う別の古着と交換したり、一夜の宿や食物と交換したり、あるいは必要に応じて食物なり衣類なり住居なりを買うことのできる貨幣と交換したりするのである。⁵¹⁾

たしかに、慈善は物乞いに必要なものを提供す

るかもしれない。しかしながら、物乞いは、生活に必要なものを得るために、他者との交換や売買を行い、経済社会の中で活動する。このことは、物乞いであっても、慈善や救貧に完全に依拠するのではなく、多様な資源を駆使しつつ自己の生存を図るメイクシフト経済を反映したものである。そして、スミスにおいてメイクシフト経済の根幹には、経済活動が存在した。

2についてスミスは、慈善によらず労働により貧困からの脱却が可能と考えている。冒頭に引用したように、富者の奢侈による消費で、貧者が雇用を得ることを通じて、富者は、「見えない手に導かれて、大地がそのすべての住民のあいだで平等な部分に分割されていたばあいに、なされていたのとほぼ同一の、生活必需品の分配をおこなうの」である。⁵²⁾ この点は、『国富論』でより詳しく扱われる。

IV 貧困と市場メカニズム

本節では、スミスが市場メカニズムによる貧困解消をどう考えていたのかについて説明したい。

前節末で述べたように、スミスにおいては、労働者が勤労かどうかは、意欲の問題ではなく、社会状態の問題であった。こうして、スミスは、労働を道徳の領域から経済学の領域へと移行させる。

まず、前提として、当時の経済学論説において一般的であった低賃金は商品の輸出競争力の源泉なので望ましいという意見に対して、労働者の高賃金は社会にとって有益であることを説く。スミスが述べるには、「さまざまな種類の使用人、労働者、職人は、どの大きな政治社会でも圧倒的部分をなしている。しかし、この大部分の境遇を改良するものが、全体にとって不都合であるとみなされるはずはけっしてありえない。成員の圧倒的大部分が貧困でみじめであるような社会が繁栄し幸福であることは、たしかに、ありえない」。⁵³⁾ このように、一般労働者層の高賃金による境遇改善は、社会にとって

望ましいものであることを主張する。

貧困は具体的な社会的悪影響を及ぼす。「貧困は、出産を妨げはしないとはいえ、子どもの養育には極度に不都合であり」、貧困層の子どもの死亡率は高いし、さらに、「捨て子の養育院では、また教区の慈善事業で養育された子どもたちのあいだでは、死亡率はふつうの民衆の子どもたちのあいだでよりもさらに大きいのである」。⁵⁴⁾ 貧困は子どもの養育や生存にとって悪影響である。さらには貧困の帰結としての捨て子は、子どもを劣悪な環境にさらすことになる。

こうしてスミスは、賃金が決定される要因を説明する。労働の賃金の上昇は、国富の大きさではなくそれが引き続き上昇していること、すなわちそれぞれの国の収入と資本の増大に起因する。資本の増大は、雇用を増大させるし、労働者を確保するための賃金の上昇をもたらすからである。イングランドや北米がそれにあたる。⁵⁵⁾ 一国の富がきわめて大きくても、その国が停滞しているならば、労働の賃金は低い。なぜならば、賃金の支払いに充てられる原資の大きさが同一ならば、毎年の就業労働者数は翌年必要な労働者数を容易に満たし、人手不足はめったに起こらず、労働供給の過剰が生じ、かくして賃金は下落するからである。中国がこの状態にあたる。⁵⁶⁾

さらに、ベンガルのようなイングランドのインドにおける植民地では、労働の維持にあてられる原資が目立って減少している。そこでは雇用不足が深刻で、「雇用を求める競争がはげしく、労働の賃金を労働者のもっともみじめで乏しい生計の水準まで引き下げるだろう。多くの人びとはこうしてきびしい条件でさえ雇用を見つけることができず、飢えるか、あるいは乞食するなり極悪非道をおかすなりして、生計を求めることになる」として、東インド会社の抑圧的植民地経営がベンガル飢饉の原因になったことを非難する。⁵⁷⁾ かくして、賃金の高低は社会状態に依拠するのである。

さらに、高賃金は人口増加をもたらす。多数

の子どもを労働者が養育できるようになるからである。人口増大による生産の拡大で労働への需要はさらに拡大し、それはさらに人口増加を促す。ただし、このプロセスは無限ではない。

もし報酬がこの目的に必要な額以下であれば、人手の不足が報酬を引き上げるだろうし、また、もし報酬がそれ以上であれば、人手の過度の増殖がまもなくそれをこの必要な率に引き下げるだろう。市場は、一方のばあいには労働供給が不足であり、他方のばあいには労働供給が過剰なのだから、遠からずその差だけ、労働の価格をその社会の事情が必要とする適当な率まで引きもどすだろう。このようなしかたで、人間にたいする需要は、他のどんな商品にたいする需要とも同じように、必然的に人間の生産を規制し、その進行があまりにゆるやかなときには促進し、あまりにも急速なときには停止させるのである。⁵⁸⁾

すなわち、人口増加に必要な賃金を実際の賃金が下回れば、人口増加が止まり、したがって労働供給が需要より下回り、やがて報酬は再び上昇する。逆に、人口増加に必要な賃金を実際の賃金が上回れば、人口は増加し、やがて労働供給が需要より上回り、賃金は再び下落することであろう。この説明は、労働供給が生殖により変化が長期的に把握されている一方、労働需要は労働供給以上にゆるやかに変化することを前提としている。そうでなければ、労働供給が労働需要を下回ったり上回ったりする局面が訪れないからである。しかし、人口の増減は消費に即座に影響し、短期間のうちに労働需要に影響を与えるであろうから、この説明はいささか奇妙である。

しかも、このようなスミスにおける市場メカニズムによる労働量の調整は、例えば、経済の停滞下で見られる失業や低賃金という現象に対して、当座の短期的対策を示すものではない。その意味で、具体的な失業や低賃金に、スミスの理論がうまく対処できるか疑問の残るところである。

ただ、中・長期の視点で、スミスは富裕は分業の結果もたらされるものであることを説く。

そして、分業は市場の拡大の結果であり、市場の拡大は、中国のように鎖国を行うことや、東インド会社のように自由貿易を阻害することによっては達成されない。それが中国や東インド会社の支配地域での低賃金の原因となっている。市場が拡大すると、生産物の市場が広がり、より細分化された生産でも暮らしていけるようになることから、生産は細分化・専門化し、それが生産力の拡大につながり、資本は増加し、賃金は上昇する。

中・長期の一般的視点からは、労働と資本が自由に使用されてこそ、需要のある必要な分野に投資がなされ、労働力は移動し、経済は活性化する。しかし、そのような労働と資本の移動を阻止する要因も存在する。一つには、同業組合の存在である。同業組合はある職業への自由な参入を阻止する。そして、徒弟条例によって、類似した別の産業へと雇用先を変えることを困難にする。たとえば、無地の麻織物と無地の絹織物の織り方はほとんどまったく同じであり、無地の毛織物の織り方との相違も少ない。したがって、もし同業組合と徒弟条例による参入と労働力の移動の規制がなければ、「この三つの主要製造業のどれかが衰退しつつあるようなばあいには、職人たちは、より繁栄状態にある他の二つどちらかに活路を見いだすことができただろう。そして彼らの賃金は、繁栄している製造業で上昇しすぎることも、衰退している製造業で低下しすぎることもないだろう」が、実際にはそうではなく、衰退する産業から移動することができない。イングランドではあまり発達していない麻織物産業の職人たちは、「徒弟条例が行われているところではどこでも、教区の保護を受けるか、それともふつうの労働者として働くかするほかに選択の余地がない。ところがふつうの労働者として、彼らはその習性によって、彼ら自身の製造業に多少とも似ているどの種類の製造業にたいしてよりも、はるかに適格性を欠くのである。したがって彼らは一般に教区の保護を受けるほうを選ぶのである」。⁵⁹⁾ すなわち、労働と資本の移動の自由の規制が、

労働能力のある者の救貧法による給付をもたらしているというのである。スミスはここで労働能力のある者が救貧法の受給者となっていることを認める。しかし、それは、本人が「怠惰」であるからなのではなく、あくまで労働と資本の移動の自由の欠如が原因となっているのである。

同業組合の問題とならんで、救貧法に関連する定住法が、労働の自由な移動を妨げている。それは、「イングランドの行政のあらゆる混乱のなかでおそらく最大のものである」として、スミスは非難する。⁶⁰⁾

スミスはここでイングランドの救貧政策を説明する。そもそも、修道院の破壊によって宗教施設からの慈善を奪われたのち、エリザベス女王時代に、救貧法が制定され、各教区は教区税でまかないつつ、貧民救済の義務を負うことになった。しかし、自教区の貧民の維持は負担になることから問題が生じた。チャールズ二世の時代に、だれでも40日平穩に居住すれば、救貧法の給付対象となる定住権を得られると規定された。この結果、教区の役員が、他の教区に40日間潜伏させて、他の教区で定住権を得させようとする詐欺が横行したという。ただ、そのような侵入者をなすだけ阻止しようどこの教区もするので、結局のところ、貧しい人が40日の居住で定住権を得ることはほとんど不可能であった。⁶¹⁾

定住法は経済に悪影響をもたらすものであった。スミスが述べるには、

イングランドで、相互にあまり遠く隔たっていない所でも、労働の価格がひじょうにちがうのを、われわれはしばしば見かけるが、これはおそらく貧しい人が証明書なしで彼の勤労を一教区から他教区へと移そうとするのを、定住法が阻止しているためだろう。〔中略〕一教区での人出不足が、スコットランドでつねにそうであるように、他教区での人出過剰によって救われるとはかぎらないのである。〔中略〕非行をおかしたことがない人を、彼が住みたいと思っている教区から退去させるのは、自然の自由と正義の明白な侵害である。〔中略〕私はあえていう

が、四〇歳になるイングランドの貧しい人で、生涯のうちいずれかの時期に、定住法というこの悪法によってもっとも残酷に抑圧されたと感じたことがない人は、ほとんど一人もいない。⁶²⁾

スミスにとって、定住法の移住規制は、労働の移動の自由を阻害し、ひいては労働の移動による労働の適正な配置と労働の調整を阻止するものであった。ここで、スミスは救貧法それ自体の是非については論じていない。このことの解釈には困難を伴い、推測を余儀なくさせるが、少なくとも言えることは、救貧法を廃止すべきだと言っていない、ということである。前節で、『道徳感情論』に即して検討した際に明らかになったように、スミスは、救貧法のような相互の慈善の命令を否定しておらず、肯定している。救貧法の妥当性そのものをスミスは否定していない。ただ、救貧法に伴う定住法の害悪を指摘するのである。ただ、定住規定をなくせば、救貧法上の給付対象をどのように決定すればよいのであろうか。スミスはその問題に言及せず、あいまいなままにとどめている。救貧法についてはあいまいであり、かつ市場による労働の需給の調整を強調するスミスの考えは、救貧法のような福祉政策がなくとも、市場メカニズムで貧困対策は十分であるという19世紀的自由放任主義の主張するような形で、スミスを解釈する余地を与えた点で、重大な結果を与えたとも言える。

なおかつ、このスミスの主張はミスリーディングであり、実際には、定住法は、貧困のときの教区の給付の保証であり、それは移動の自由を補って余りあると労働者の側は認識していたことを、スミスは見落としているのであるとの研究もなされている。⁶³⁾

ただ、ここで重要なのは、なぜスミスが定住法をこれほどまで非難したのかという点である。スミスにとって、彼の経済学の原理である市場メカニズムによる資本と労働の最適配分が行われるためには、資本と労働の移動の自由が存在せねばならなかった。定住法はその障害と

なっているからこそ、スミスは非難する理論的必要性が生じることになったのである。

そして、資本と労働の移動の自由こそが、スミスにとって貧困解消策と労働力需給の不均衡の解消策として重要なものであった。労働の移動の自由の規制こそが、労働の最適配分を阻止し、不自然な失業を生み、救貧法による給付の必要性を増大させていたのであった。スミス以前に救貧の方策を論じた諸著者は、救貧対策としてワークハウスを提唱するのが通常であった。歴史的な経緯を辿ると、王政復古から17世紀終わりまでは、貧民への福祉への関心は、働ける貧民への雇用の提供(ワークハウスや矯正院)の必要性和結び合わされがちであった。18世紀の初頭には、ワークハウスは、働けるのに、救貧や慈善に頼って働かない者を、働かない方向に誘導しているとして、批判の対象となった。⁶⁴⁾

18世紀中葉には、貧民へのより寛大な見方が広まっていた。慈善の推奨、救貧に値する貧民と値しない貧民のますますの区別、あらゆる階級の境遇と義務に関心を向ける社会・道徳・心理の理論の登場、という流れが生じた。第三については、スミスらスコットランド啓蒙の思想家が貢献したと言われる。経済著述家の見方の広まりは、救貧法への不満を加速させた。仕事を見つけれない貧民と、仕事があっても食料の高価格時などには貧窮に陥る貧民の問題に彼らは関心をもった。さらに、ワークハウスはお金がかかり運営が非効率でうまくいっていないという批判も勃興した。⁶⁵⁾ こうして、貧困への旧来の対処策であるワークハウスが対策として不備であるという理解が広がる一方で、失業と労働する貧民の問題に関心が集まるが、ワークハウスに代わる一致した新たな救貧対策が見出されないという状況下で、スミスの『国富論』は執筆されたのである。ワークハウスには、「怠惰」な貧民を強制的に労働するという道徳的発想が見られるが、スミスはその前提となる貧困が怠惰によるという発想そのものを前述のように否定していた。市場メカニズムとそ

の前提となる資本と労働の移動の自由は、ワークハウスに代わるものとして機能するのである。

V おわりに

アダム・スミスの救貧対策は、資本と労働の移動の自由により、資本と労働が最適配分されることに、失業や低賃金の問題の対処策を見るものであった。資本と労働の最適配分は市場メカニズムによって可能となるものである。彼が、市場メカニズムを説明する一方で、救貧法の是非について沈黙したことは、彼が市場メカニズムの前提として何を想定していたかについて、誤解を招くもともなりうるものであった。実際には、スミスは、『道徳感情論』において、困窮者には慈善が必要なことを認識していたし、自発的な慈善がある程度の役割を果たしていることを前提としていた。すなわち、メイクシフト経済が彼の救貧観の前提にある。ただ、自発的な慈善だけでは不十分であり、救貧法のような慈善の強制は実際には必要であるともしていた。これは、当時の貧困の原因として大きかった、老齢のようなライフサイクルに伴う貧困への対策として救貧法が機能していることを、スミスが暗黙のうちに前提としていたことを意味する。

労働可能者の貧困の問題については、それを道徳の次元の問題ではなく、社会状態に左右されるものとして、すなわち経済学上の次元の問題として取り扱った。困窮者について、労働可能者とそうではないものに明示的に分けて議論することはしなかったが、当時の実態を前提とする形で、労働によっては解決されない貧困問題（慈善）と、労働によって解決可能となる貧困問題（経済学）を分けて議論していたのである。後者がうまく機能するためには、すなわち市場メカニズムが貧困対策として機能していると言うためには、労働によっては解決されない貧困対策（慈善）が機能している必要がある。スミスは、後者について、当時の実態を暗黙の

うちに前提として議論しているのであるが、それこそが、市場メカニズムの前提なのである。

- 1) E. P. Thompson, "The moral economy reviewed," in *Customs in Common*, (The New York Press, 1993), p. 278.
- 2) E. P. Thompson, "The moral economy of the English crowd in the eighteenth century," in *Customs in Common*.
- 3) Istvan Hont and Michael Ignatieff, "Needs and justice in the Wealth of Nations: an introductory essay," in Hont and Ignatieff (ed.), *Wealth and virtue: the shaping of political economy in the Scottish Enlightenment*, (Cambridge U. P., 1983), pp. 14-15. (水田洋・杉山忠平監訳『富と徳—スコットランド啓蒙における経済学の形成』(未来社, 1990年), 17-8頁)。なお、この論争については、音無通宏「モラル・エコノミーとポリティカル・エコノミー」、『経済学史学会年報』, vol. 36, 1998年, 26-39頁をも参照せよ。
- 4) Gertrude Himmelfarb, *The idea of poverty: England in the early industrial age*, (Faber and Faber, 1984), pp. 42-63.
- 5) この点に関しては、上述の諸論文に加えて、竹本洋『国富論を読む—ヴィジョンと現実』(名古屋大学出版会, 2005年), 服部正治「『国富論』における穀物—理論史と政策論史—」(『立教経済学研究』, 65(2), 2011年) 渡辺恵一「穀物法論争とスミス地代論」(『京都学園大学論集』, 1988年)を参照せよ。
- 6) J. T. Young and B. Gordon, "Distributive justice as a normative criterion in Adam Smith's political economy," *History of Political Economy*, 28(1): 1-25, 1996; Amos Witztum, "Distributive considerations in Smith's conception of economic justice," *Economics and Philosophy*, 13: 241-259, 1997; 田中正司著『アダム・スミスの倫理学—『道徳感情論』と『国富論』(下巻)』, 御茶の水書房, 1997年, 第3章; 新村聡「アダム・スミスにおける平等と分配的正義」, 経済学史学会第79回全国大会(於: 滋賀大学), 2015年5月30日。
- 7) Adam Smith, *The theory of moral sentiments*, ed. by D. D. Raphael and A. L. Macfie, (Liberty Fund, 1982), IV. 1. 10 (水田洋訳『道徳感情論

- (下)』(岩波文庫, 2003年), 24頁).
- 8) Adam Smith, *Lectures on jurisprudence*, (LJ (A)), ed. by R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein, (Liberty Fund, 1982), I. 15 (水田洋・篠原久・只越親和・前田俊文訳『法学講義 1762～1763』(名古屋大学出版会, 2012年) 6頁).
 - 9) なお, 大山博「アダム・スミスの『道徳感情論』と福祉の規範理論の関係について」(『現代福祉研究』, 第9号, 2009年)は, 『道徳感情論』の福祉面での含意について, 論点整理しているが, 著者の結論はそこでは出ていない.
 - 10) Smith, *Lectures on jurisprudence.*, I. 15 (同上, 6頁).
 - 11) ただし教育をある種の貧困対策として明示的にスミスは示した. この点で, 稲葉振一郎は市民の自己陶冶を促す商業社会のシステムを支える統治をおびやかすものとして, 分業による貧民の墮落を把握し, その上で, その対策として教育をスミスが挙げていたことを指摘する(稲葉振一郎「貧民問題を巡るスミスとヘーゲル(I)～(III)」, 岡山大学経済学会雑誌, 25(3), 25(4), 26(1), 1994年).
 - 12) Sidney and Beatrice Webb, *English local government: English poor law history: part I. the old poor law*, Longmans, 1927.
 - 13) 中野忠「定住法関連資料と18世紀イギリス農村社会—ひとつの論争を手がかりに—」, 『早稲田社会科学総合研究』, 第5巻第1号, 2004年, 143–144頁.
 - 14) なお, この点に関連して, 新村聡は, 重商主義政策による誤った国家介入を否定するスミスの自由主義は, 貧困対策という側面を持ち, その意味でスミスの自由主義は国家が貧困解消の政策的責任を持つということになると主張する(新村聡「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想—高賃金の経済と国家の政策責任」(小峯敦編『経済思想のなかの貧困・福祉—近現代の日英における「経世済民」論』(ミネルヴァ書房, 2011年), 62頁)ことで, 福祉国家論か自由主義かという対比の止揚をある意味で行っている. 後述のように, この時代国家そのものが救貧・福祉における再分配の積極的主体ではなかった(もちろん, 法律制定を通じて規制は行ったが)ことを考えると, この対比そのものの前提である, 国家が福祉の主要なプレーヤーたりうるかという問題設定そのものが, この当時成り立っていたかは疑問である.
 - 15) なお, 16・17世紀のイギリスにおける救貧行政については, 常行敏夫『市民革命前夜のイギリス社会—ピューリタニズムの社会経済史』(岩波書店, 1990年)が, 分かりやすい見取り図を提供してくれる.
 - 16) 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流—近世・近代転換期の間団体』(東京大学出版会, 2014年), 4–5頁.
 - 17) Steven King, “Making the most of opportunity: the economy of makeshifts in the early modern north,” in Steven King and Alannah Tomkins (ed.), *The poor in England 1700–1850: an economy of makeshifts*, (Manchester U. P., 2003), pp. 228–245
 - 18) Alannah Tomkins and Steven King, “Introduction,” in King and Tomkins, *op. cit.*, p. 20.
 - 19) King, *op. cit.*, pp. 245–51.
 - 20) Sam Barrett, “Kinship, poor relief and the welfare process in early modern England,” in King and Tomkins, *op. cit.*, p. 221.
 - 21) Paul Slack, *The English poor law 1531–1782*, (Cambridge U. P., 1990), pp. 21–22.
 - 22) Joanna Innes, “The “mixed economy of welfare” in early modern England: assessments of options from Hale to Malthus (c. 1683–1803)”, in Martin Daunton (ed.), *Charity, self-interest and welfare in the English past*, (UCL Press, 1996), pp. 147–149.
 - 23) Slack, *op. cit.*, pp. 24–5.
 - 24) Raymond G. Cowherd, *Political economists and the English poor laws: a historical study of the influence of classical economics on the formation of social welfare policy*, (Ohio U. P., 1977), pp. 1–6.
 - 25) Rosalind Mitchison, *The old poor law in Scotland: the experience of poverty, 1574–1845*, (Edinburgh U. P., 2000), p. 1.
 - 26) *Ibid.*, pp. 34–5.
 - 27) *Ibid.*, p. 42.
 - 28) *Ibid.*, pp. 45–52
 - 29) *Ibid.*, pp. 57–58.
 - 30) *Ibid.*, p. 70.
 - 31) なお, スミスが道徳の領域において, その中

- 核概念である同感の思想史の変遷をどう展開したかについては、水田洋「アダム・スミスにおける同感概念の成立」(『一橋論叢』, 60(6), 1968年)が分かりやすい。
- 32) Smith, *The theory of moral sentiments*, VII. ii. 1. 10 (邦訳(下), 230頁).
- 33) *Ibid.*, I. i. 1. 1 (邦訳(上), 23頁).
- 34) *Ibid.*, I. i. 1. 6-7, I. i. 2. 4 (同上, 29-31, 39-40頁).
- 35) *Ibid.*, I. ii. 5. 3 (同上, 109頁).
- 36) *Ibid.*, I. iii. 1. 1-3 (同上, 112-4頁).
- 37) *Ibid.*, I. iii. 3. 1 (同上, 163頁).
- 38) *Ibid.*, I. iii. 3. 6 (同上, 167-8頁).
- 39) *Ibid.*, III. 3. 13 (同上, 416頁).
- 40) *Ibid.*, III. 3. 18 (同上, 420頁).
- 41) *Ibid.*, II. ii. 1. 6 (同上, 209-10頁).
- 42) *Ibid.*, II. ii. 3. 1 (同上, 222頁).
- 43) *Ibid.*, II. ii. 3. 2 (同上, 222-3頁).
- 44) *Ibid.*, II. ii. 3. 3 (同上, 223頁).
- 45) なお、政治による体系的な仁愛の強制を否定しつつも、スミスが個人における徳性を否定しなかったということについては、篠原久「アダム・スミスにおける「体系」と「体系の人」」(『経済学論究』, 63(3), 2009年)を、仁愛の徳を、ルール規制的徳と異なる、個人のあり方に関わる上位概念にスミスが位置付けていたということについては、Vivienne Brown, *Adam Smith's discourse: canonicity, commerce, and conscience*, Routledge, 1994を参照せよ。
- 46) Innes, *op. cit.*, pp. 153-4, 165-6.
- 47) Smith, *The theory of moral sentiments*, II. ii. 1. 8 (邦訳(上), 212頁).
- 48) *Ibid.*, II. ii. 1. 8 (同上, 212頁).
- 49) Henry Fielding, *An enquiry into the causes of the late increase of robbers, &c. with some proposals for remedying this growing evil*, [1751], in *The works of Henry Fielding, esq; with the author*, new ed., vol. X, (London, 1784), pp. 376-381.
- 50) Adam Smith, *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, ed. by R. H. Campbell, A. S. Skinner, and W. B. Todd, (Liberty Fund, vol. I, 1981), I. viii. 44 (水田洋監訳, 杉山忠平訳『国富論(1)』(岩波文庫, 2000年), 147頁).
- 51) *Ibid.*, I. ii. 2 (同上, 39頁).
- 52) Smith, *The theory of moral sentiments*, IV. 1. 10 (邦訳(下), 24頁).
- 53) Smith, *Wealth of nations*, I. viii. 37 (邦訳(1), 142-3頁).
- 54) *Ibid.*, I. viii. 38 (同上, 143-4頁).
- 55) *Ibid.*, I. viii. 18-22 (同上, 126-8頁).
- 56) *Ibid.*, I. viii. 24 (同上, 129-31頁).
- 57) *Ibid.*, I. viii. 26 (同上, 132頁).
- 58) *Ibid.*, I. viii. 40 (同上, 145頁).
- 59) *Ibid.*, I. x. c. 43 (同上, 238頁).
- 60) *Ibid.*, I. x. c. 45 (同上, 239頁).
- 61) *Ibid.*, I. x. c. 46-51 (同上, 240-2頁).
- 62) *Ibid.*, I. x. c. 59 (同上, 246-8頁).
- 63) K. D. M. Snell, *Annals of the labouring poor: social change and agrarian England, 1660-1990*, (Cambridge U. P., 1985), p. 72.
- 64) A. W. Coats, "The relief of poverty, attitudes to labour, and economic change in England, 1660-1782," *International Review of Social History*, 21(1), 1976, pp. 106-7.
- 65) A. W. Coats, "Economic thought and poor law policy in the eighteenth century," *The Economic History Review*, Vol. XIII(1), 1960, pp. 48-50.

参考文献

- Barrett, S. "Kinship, poor relief and the welfare process in early modern England," in Steven King and Alannah Tomkins (ed.), *The poor in England 1700-1850: an economy of makeshifts*, Manchester U. P., 2003.
- Brown, Vivienne. *Adam Smith's discourse: canonicity, commerce, and conscience*, Routledge, 1994.
- Coats, A. W. "The relief of poverty, attitudes to labour, and economic change in England, 1660-1782," *International Review of Social History*, 21(1), 1976.
- "Economic thought and poor law policy in the eighteenth century," *The Economic History Review*, Vol. XIII(1), 1960.
- Cowherd, Raymond G. *Political economists and the English poor laws: a historical study of the influence of classical economics on the formation of social welfare policy*, Ohio U. P., 1977.

- Fielding, Henry. *An enquiry into the causes of the late increase of robbers, &c. with some proposals for remedying this growing evil*, [1751], in *The works of Henry Fielding, esq; with the author*, new ed., vol. X, London, 1784.
- Himmelfarb, Gertrude. *The idea of poverty: England in the early industrial age*, Faber and Faber, 1984.
- Hont, Istvan and Ignatieff, Michael. "Needs and justice in the Wealth of Nations: an introductory essay," in Hont and Ignatieff (ed.), *Wealth and virtue: the shaping of political economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge U. P., 1983 (水田洋・杉山忠平監訳『富と徳—スコットランド啓蒙における経済学の形成』, 未来社, 1990年)
- Innes, Joanna. "The "mixed economy of welfare" in early modern England: assessments of options from Hale to Malthus (c. 1683–1803)", in Martin Daunton (ed.), *Charity, self-interest and welfare in the English past*, UCL Press, 1996.
- King, Steven. "Making the most of opportunity: the economy of makeshifts in the early modern north," in King and Tomkins, *op. cit.*
- Mitchison, Rosalind. *The old poor law in Scotland: the experience of poverty, 1574–1845*, Edinburgh U. P., 2000.
- Slack, Paul. *The English poor law 1531–1782*, Cambridge U. P., 1990.
- Smith, Adam. *The theory of moral sentiments*, ed. by D. D. Raphael and A. L. Macfie, (Liberty Fund, 1982), IV. 1. 10 (水田洋訳『道徳感情論(下)』, 岩波文庫, 2003年)
- *Lectures on jurisprudence*, (LJ (A)), ed. by R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein, Liberty Fund, 1982 (水田洋・篠原久・只越親和・前田俊文訳『法学講義 1762~1763』, 名古屋大学出版会, 2012年)
- *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, ed. by R. H. Campbell, A. S. Skinner, and W. B. Todd, Liberty Fund, vol. I, 1981 (水田洋監訳, 杉山忠平訳『国富論』, 岩波文庫, 2000–2001年)
- Thompson, E. P. "The moral economy reviewed," in *Customs in Common*, The New York Press, 1993.
- "The moral economy of the English crowd in the eighteenth century," in *Customs in Common*.
- Snell, K. D. M. *Annals of the labouring poor: social change and agrarian England, 1660–1990*, Cambridge U. P., 1985.
- Tomkins, A. and King, S. "Introduction," in King and Tomkins, *op. cit.*
- Webb, S. and B. *English local government: English poor law history: part I. the old poor law*, Longmans, 1927.
- Witztum, Amos. "Distributive considerations in Smith's conception of economic justice," *Economics and Philosophy*, 13, 1997.
- Young, J. T. and Gordon, B. "Distributive justice as a normative criterion in Adam Smith's political economy," *History of Political Economy*, 28 (1), 1996.
- 稲葉振一郎「貧民問題を巡るスミスとヘーゲル (I)～(III)」, 岡山大学経済学会雑誌, 25 (3), 25 (4), 26 (1), 1994年
- 大山博「アダム・スミスの『道徳感情論』と福祉の規範理論の関係について」, 『現代福祉研究』, 第9号, 2009年
- 篠原久「アダム・スミスにおける「体系」と「体系の人」」, 『経済学論究』, 63 (3), 2009年
- 竹本洋『国富論を読む—ヴィジョンと現実』, 名古屋大学出版会, 2005年
- 田中正司著『アダム・スミスの倫理学—『道徳感情論』と『国富論』(下巻)』, 御茶の水書房, 1997年
- 常行敏夫『市民革命前夜のイギリス社会—ピューリタニズムの社会経済史』, 岩波書店, 1990年
- 中野忠「定住法関連資料と18世紀イギリス農村社会—ひとつの論争を手がかりに—」, 『早稲田社会科学総合研究』, 第5巻第1号, 2004年
- 新村聡「アダム・スミスにおける平等と分配的正義」, 経済学史学会第79回全国大会(於:滋賀大学), 2015年5月30日
- 「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想—高賃金の経済と国家の政策責任」(小峯敦編『経済思想のなかの貧困・福祉—近現代の日英における「経世済民」論』, ミネルヴァ書房, 2011年)
- 服部正治「『国富論』における穀物—理論史と政策論史—」, 『立教経済学研究』, 65 (2), 2011年
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流—近

世・近代転換期の中間団体』，東京大学出版会，
2014年
水田洋「アダム・スミスにおける同感概念の成立」，
『一橋論叢』，60(6)，1968年

渡辺恵一「穀物法論争とスミス地代論」，『京都学園
大学論集』，1988年
〔東京大学大学院経済学研究科・経済学部講師〕